

大阪市立義務教育学校生野未来学園 PTA 規約

第1章 名称

- 第1条 この会は大阪市立義務教育学校生野未来学園 PTA という。
この会は事務所を大阪市立義務教育学校生野未来学園に置く。

第2章 目的

- 第2条 この会は保護者と教職員とが協力して家庭と学校と社会における児童・生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

- 第3条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

1. 教育水準を高めるために会員の成人教育を盛んにする。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童・生徒を保護善導する。
3. 家庭と学校と社会における教育的環境をよくする。
4. 学校に対する公費の確保に協力する。

第3章 方針

- 第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として目的を達成するため次の方針に従って活動する。

1. 児童・生徒の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推せんしない。
4. この会は自主独立のものであって、他の団体から支配統制または干渉を受けない。
5. 学校の教育方針および人事ならびに管理には干渉しない。
6. (会員の個人情報について) 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取り扱い規則」に定め適正に運用するものとする。

第4章 会員

第5条 この会の会員となることができる者は次の通りである。

1. この学校に在籍する児童・生徒の保護者で一世帯に一名。
2. 校長および学校職員。
3. この会の主旨に賛同するもので実行委員会の承認を得たもの。

第6条 この会の会員はすべて会費を納める義務を有する。

第5章 経理

第7条 この会の経費は会費、事業収入、および自発的な寄付金によって支弁される。

第8条 この会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第9条 この会の資産はすべて第2章にあげた目的以外のために支出又は使用してはならない。

第10条 この会の会費は、月額原則3口300円以上とする。

第11条 この会の経理は会計監査をうけ、会員に報告されなければならない。

第12条 この会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。
この会経理については別に会計規定を設けることができる。

第6章 役員とその選挙

第13条 この会の役員は次のとおりである。

1. (1) 会長 1名 保護者
(2) エリア副会長 複数名 保護者（各地区1名）
(3) 書記 1～2名 保護者
(4) 会計 1～2名 保護者
(5) 顧問 1名 保護者
2. 役員は男女いずれか一方に偏してはならない。
3. 役員は他の役員または会計監査を兼ねることができない。

第14条 役員の任期は1年とし、留任を妨げない。

役員の職にあることが連続した場合3年を超えてはならない。

但し、本人の意思がある場合、会員に承認されることで継続できる。

第15条 役員選挙および就任は次の通り行われる。（指名委員会を立ち上げる場合）

1. 16名の委員からなる役員候補者指名委員会（以下指名委員会という）を次の方法によってつくる。

- イ 各学級の中から互選により 1 名の指名委員を選出する。
複数以上の児童が在学中でほかの学年から選出される場合は、下級学年側から委員となり、上級学年側は次点者が繰り上がる。
- ロ 教職員の中から 2 名の指名委員を選出する。
- ハ 実行委員の中から互選により 1 名の指名委員を選出する。
- ニ 指名委員会は 3 月 15 日までにつくる。
- 2. 指名委員は役員および会計監査の候補者になれない。
- 3. 指名委員会は各役員別に定数の候補者をあげ、役員選挙の少なくとも 1 週間以前に全会員に知らせる。
- 4. 一般会員からも候補者を指名することができるが、少なくとも役員選出の 4 日前までに指名委員会に候補者を届け出なければならない。
- 5. 候補者の指名は、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。
- 6. 役員は前年度の最終の総会において、会員の信任を得て選出される。第 15 条の 4 による対立候補のある場合は、出席者の無記名投票により、多数決で選出される。

第 16 条 会長に欠員を生じた時はエリア副会長が昇格する。任期は前任者の残留期間とする。

第 17 条 会長以外の役員に欠員を生じた時は実行委員会がこれを補充する。
任期は前任者の残任期間とする。

7 章 役員資格とその任務

第 18 条 この会の目的ならびの方針について十分な理解をもっている会員で公選による公職でない者は、第 6 章の規定に従って役員に選挙されることができる。

第 19 条 会長は次の職務を行う。

1. 会務を総括し会を代表する。
2. 他の役員および校長の意見を聞き、常置委員会のリーダーを委嘱する。
3. 実行委員会の承認を得て、常置委員会の委員を委嘱する。
4. 実行委員会の承認を得て、特別委員会の委員長および委員を委嘱する。
5. 総会および実行委員会を招集する。
6. 各委員会(指名委員会および監査委員会は除く)に出席して意見を述べるることができる。
7. この会の資産を管理する。

第 20 条 エリア副会長は次の職務を行う。

1. 地区における児童の補導、子ども会活動の育成指導にあたる。
2. 地区相互の連絡調整を図る。

第 21 条 書記は次の職務を行う。

1. 総会および実行委員会の議事ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
2. 記録通信、その他の書類を保管する。
3. 会長および会長補佐の指示に従ってこの会の庶務を行う。

第 22 条 会計は次の職務を行う。

1. 年間計画に基づく活動に必要な収支の予算案をたてる。
2. 総会が決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
3. 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する。
4. 会計監査をうけ、会員に報告する。

第 23 条 顧問は次の職務を行う。

1. 各委員会に出席して意見を述べることができる。
2. PTA に関する業務の効率化を図る。

第 8 章 会計監査

第 24 条 この会の会計を監査するために会計監査委員会を置く。

会計監査委員は第 15 条に準じて選挙され就任する。

会計監査委員会には、2～3 名の委員を置く。

第 25 条 会計監査委員会は年 2 回以上この会の会計を監査し、全会員にその結果を報告する。

第 26 条 会計監査は役員会および実行委員会に出席し、意見を述べることができる。

第 9 章 総会

第 27 条 総会は全会員をもって構成されるこの会の最高決議機関である。

第 28 条 総会の定足数は全会員(世帯を単位とする)の 5 分の 1 とする。

決議は出席者の過半数同意を要する。

第 29 条 実行委員会が必要と認めた時、又は会員の 5 分の 1 以上の要求があった時は、会長は総会を招集する。

第 30 条 総会は年 1 回開催する。

第 31 条 この会の年間事業計画および予算の無職決定ならびに決算報告の承認は総会で行う。

第 10 章 実行委員会

第 32 条 実行委員会はこの会の役員、常置委員会リーダー及び校長、准校長、教頭によって構成される。

第 33 条 実行委員会の任務は次のとおりである。

1. 役員と協力し、本会の事業を推進する。
2. 総会に提出する議案を作成する。
3. その他規約ならびに総会の決議に従ってこの会の事務を処理する。

第 34 条 実行委員会は毎月 1 回定例会を開くことを原則とする。

実行委員会の定足数は委員数の 2 分の 1 とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。緊急事態宣言下では開催を見合わせ役員のみで役員会を開催し話し合う。

第 11 章 常置委員会および特別委員会

第 35 条の 1

この会の活動に必要な事項について、次の常置委員会を置く。

第 35 条の 2

1. 会員は役員、会計監査委員会、または上記の各委員会のいずれかに、子の在学期間中に最低 2 年度は所属しなければならない。但し、留任は妨げない。
2. 上記の子については、兄弟各々に対して最低 2 年度とする。
3. やむを得ず任務に就けないとする事情については、その内容を書面で申し立て、役員による審査会の同意を得なければならない。

第 36 条 各常置委員会の任務は次のとおりとする。

1. 学級委員会
 - (1) その学級の会員が、会員としての権利と義務を全うするように努める。
 - (2) 教育環境をより好ましくするようにつとめる。
 - (3) 先生と保護者との連絡と親睦をはかる。
2. 広報委員会
 - (1) 会員に対し活動状況を伝達する。
 - (2) 地域社会に対しこの会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようにつとめる。
 - (3) この会と同じ目的をもつ団体、または機関との連携をはかる。
3. イベント委員会
 - (1) 会員に対し活動状況を伝達する。
 - (2) 地域の社会教育を盛んにするために協力する。

- (3) 児童・生徒および会員のために、さまざまな企画・調整をおこなう。
 - (4) 地域社会に貢献できるような企画・調整につとめる。
4. 安全交通委員会
 - (1) 児童・生徒の交通安全をはかる。
 - (2) 地域内の関係団体、機関の行う生徒指導に関係ある活動に協力する。
 - (3) 地域における会員相互の連絡と親睦をはかり、学校との連絡につとめる。
 - (4) 地域社会の環境の改善につとめる。
 5. 保健委員会
 - (1) 児童・生徒および会員の福利厚生をはかる。
 - (2) 特殊な事情にある生徒の援助補導につとめる。
 - (3) 会員の健康増進をはかる。
 6. ベルマーク委員会
 - (1) 学校生活の充実をはかるため、会員よりベルマークを集め、学校備品の補充に役立てる。
 7. 給食委員会
 - (1) 児童・生徒の健康生活の向上につとめる。
 - (2) 地域社会の保健衛生思想の向上につとめる。
 - (3) 学校給食が十分な効果をあげるように協力する。
 - (4) 家庭の食生活の改善につくす。
 8. リサイクル委員会
 - (1) 児童・生徒と学校のためのリサイクル活動を実施する。
 - (2) 回収した制服や物品の点検をおこなう。
 9. 体育委員会
 - (1) 各種イベント（運動会・体育祭など）校内の美化の向上に努める。
 - (2) 会員ならびに児童・生徒の教育環境向上支援、校内警備や防災に関すること。
 - (3) 開催時には保護者証の確認を怠ることなく実施し、防犯に努めること。
 10. 図書委員会
 - (1) 図書室の整理整頓や掃除、書籍のメンテナンス（ブックカバー掛け・修理手入れ）を実施する。
 - (2) 選書、児童・生徒の興味関心をかきたてる本の紹介、季節に合わせた壁面飾りなどを実施する。
 11. 生野スポーツ委員会
 - (1) 会員及び児童・生徒の保健体育意識の向上ならびに会員相互の親睦を図るため福利厚生事業を企画立案し実施するとともに、スポーツ振興を図る。

- (2) 児童・生徒の健全な活動や遊び場の確保につとめる。
- (3) 児童・生徒のスポーツ、レクリエーション活動を活発にする。
- (4) 学校および地域における他の青少年育成団体との連携をはかる。

12. 式典対策委員会

- (1) 児童・生徒および会員のために、さまざまな企画・調整をおこなう。
- (2) 地域内の関係団体、機関の行う生徒指導に関係ある活動に協力する。

第 37 条 この会の特定の目的を遂行するために、必要あるときは特別委員会を設けることができる。

第 12 章 改正

第 38 条 この規約は総会において 3 分の 2 以上の賛成によって改正することができる。但し、改正案は総会の少なくとも 1 週間前にその内容を全会員に知らせておかねばならない。

第 13 章 免除規定

第 39 条 P T A 会長に就任したものは翌年度以降、全ての役職を免除される。但し、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない。

第 40 条 P T A 会長候補が抽選で選出されることになった場合、以下の条件に当てはまる保護者は、P T A 会長候補の選出から免除される。尚、仕事については就業形態に関わらず、免除理由とはならない。

1. 病気療養中もしくは妊娠中である
2. 家族に継続的な介護を要するものがある
3. 翌年度 4 月の時点で、幼稚園年少相当に満たない乳幼児がいる
4. 当該年度の 10 月 1 日以降に転入した
5. ひとり親家庭
6. その他 P T A 会長が認めた場合

第 41 条 P T A 会長以外の全ての役職の選出において、以下の条件にあてはまる保護者はその選出から免除される。但し、本人の意思による全ての役職への就任を妨げない。尚、仕事については就業形態に関わらず、免除理由とはならない。

1. 病気療養中もしくは妊娠中である
2. 家族に継続的な介護を要するものがある
3. 翌年度 4 月の時点で、幼稚園年少相当に満たない乳幼児がいる
4. ひとり親家庭
5. その他 P T A 会長が認めた場合

生野未来学園 PTA 慶弔規定

令和7年5月1日

区分	項目	内容	柩 (校名)	弔旗 (PTA)	金封	通知範囲	
会員	弔事	本人及び配偶者死亡		○	5,000	同学級全会員 全実行委員	
		同居父母、・子死亡		○	3,000	同地区実行委員 同学級代表	
	見舞	自宅の火災				5,000	役員
		管理下での負傷入院1週間以上				5,000	役員
		非管理下での負傷・病気入院 1ヶ月以上				5,000	役員
	教職員	弔事	本人及び配偶者死亡	○		5,000	会長
同居父母・子死亡			○		3,000		
慶事		本人の結婚				3,000	役員
		本人及び配偶者の出産				3,000	役員
		官公庁よりの表彰など				3,000	役員
見舞		自宅の火災				審議	役員
	公務による負傷・病気				審議	役員	
児童・生徒	弔事	管理下の死亡	○	○	審議	全会員	
		非管理下の死亡	○	○	5,000	全会員	
	見舞	管理下での負傷入院1週間以上				3,000	役員
		非管理下での負傷・病気入院1ヶ月以上				3,000	役員

〈共通付則〉

1. この規定による審議とは、通常 PTA 役員会を指すが、後日実行委員会の承認を得る。
2. この規定以外に慶弔を必要とする時は、役員会で決定し、後日実行委員会で承認を得る。
3. この規定による慶弔に対しては、一切金品による返礼をしない。
4. 審議を要した弔事の場合、初七日、一周忌等の献花、供物も考慮する。
5. 連絡、通知は可能な範囲とし、弔問参列は各関係代表者をもってする。
6. 弔旗は運搬可能な範囲に限る。
7. この規定の改正は実行委員会による。

生野未来学園 PTA 個人情報取り扱い規定

第一条 この個人情報取り扱い規定は、義務教育学校生野未来学園 PTA 規約(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、個人情報に関する会員の権利、利益を保護するとともに本会活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

第二条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第三条 本会における個人情報の管理者は本会会長、取扱者は本会役員とする。

第四条 本会は、個人情報を収集するとき、あらかじめその個人情報の利用目的を決め明示する。

第五条 本会では、個人情報を次の目的のために利用する。

1. 会員名簿、理事名簿の作成
2. 本会活動に関わる会務

第六条 個人情報は管理者または取扱者が保管し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

第七条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第八条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

この規定は、改正の日から施行する。

第九条 この規定の改正は役員会にて行う。